

豊橋市監査公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年5月1日

豊橋市監査委員	鈴木 教 仁
同	野 口 洋
同	坂 柳 泰 光
同	伊 藤 哲 朗



令和6年度 財政援助団体等監査の監査結果に基づく措置結果 [団体名: 豊橋まちなか活性化センター]

公表番号: 13号

対象団体 及び市所管課	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
豊橋まちなか 活性化センター	指摘 事項	<p>会計処理規程において、金銭を収納したときは日々銀行に預け入れることとしているが、1週間に1回の預け入れとして運用しているため、安全かつ効率的な預け入れ頻度を検討の上、適正に対応されたい。</p>	<p>現状の運用方法を改めて検証した結果、出納現金を取引ごとに総勘定元帳へ日々入力し、複数人で鍵のかかる金庫を管理することで安全性を確保した上で、週1回の預け入れで効率性も確保していることを確認できました。</p> <p>そのため、引き続き週1回の預け入れをすることとし、複数人で管理することと業務拡大により事務所内の職員が不在とならないようにすることを、1月28日に弊社定例会議において職員へ周知し管理の徹底を図りました。</p> <p>また、令和7年2月25日の取締役会に諮り、営業日の5日以内に金融機関へ預け入れるよう会計処理規程の変更を行いました。</p>	R7.3.13